

## 西が丘地区における景観形成基準【緑化】について

### ◆ 敷地面積が300㎡以上の場合

みどりの条例の対象となりますので、別途環境課自然環境みどり係と協議してください。

### ◆ 敷地面積が300㎡未満の場合

下記緑化面積の基準による数値を満たすように計画してください。

#### 1. 緑化面積の基準（敷地内に樹木等で緑化された面積の基準）

用途地域に応じて、次に掲げる基準以上の緑化面積を確保してください。

用地地域	緑化面積
第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、 第二種住居地域、準工業地域、工業地域	敷地面積の10%以上の面積
近隣商業地域、商業地域	敷地面積の5%以上の面積 (防火地域については、3%以上)

※みどりの条例「緑化計画書作成の手引き」参照

※二以上の用途地域にまたがる場合は、用途地域の面積比率に応じて確保すべき緑化面積を算出してください。（小数点第二位を四捨五入する。）

例：用途地域が、第二種低層住居専用地域と近隣商業地域にまたがる場合  
 敷地面積 第二種低層住居専用地域：50㎡、近隣商業地域（準防火地域）：65㎡、 合計 115㎡  
 必要となる緑化面積 第二種低層住居専用地域：50㎡×10%=5㎡  
 近隣商業地域：65㎡×5%=3.25㎡ 合計：8.25㎡ ⇒ 8.3㎡

#### 2. 緑の率の算定基準

	項目	算定基準	備考
1	庭（芝も含む）	樹木等を植栽した庭の部分の面積	平面の緑
2	生垣（※1）	生垣の高さ×長さ	立面の緑（※2）
3	独立樹木（既存樹木も含む）	樹冠投影面積（※3） 高木：3.0㎡ 中木：1.0㎡ 低木：0.1㎡ }（※4）	平面の緑
4	屋上緑化	屋上の緑化面積	平面の緑
5	カーポートの緑化ブロック	緑化ブロックの緑化部の面積	平面の緑
6	壁面緑化	壁面緑化された見付面積	立面の緑（※2）
7	垣塀柵の緑化	緑化された見付面積	立面の緑（※2）
8	ベランダ・バルコニーの緑化	緑化された見付面積	立面の緑（※2）
9	その他	プランター等による植栽の大きさ	—

※1 生垣とは、樹木相互の葉が触れ合う程度（3本/m）に植栽するものをいいます。

※2 立面の緑については、道路から見える部分のみを算入することができます。

※3 樹冠投影面積とは、樹木の枝葉の広がりを見上から地上に投影した面積をいいます。樹冠が重なる場合も、重複して算入することができます。樹冠投影面積で独立樹木を算定する場合は、別途参考資料を提出してください。

※4 高木：樹高3m以上の樹木をいいます。ただし、植樹時に樹高2m以上3m未満で、成木時に3m以上となるものは高木とみなします。  
 中木：樹高2m以上3m未満の樹木をいいます。ただし、植樹時に樹高1.2m以上2m未満で、成木時に2m以上となるものは中木とみなします。  
 低木：高木、中木以外の樹木をいいます。